

令和元年（ワ）第33338号
原告 半澤一宣
被告 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

証拠説明書（その3）

2020（令和2）年7月13日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

原告 半澤一宣

この証拠説明書の表題を（その3）としたのは、本年1月27日付で提出した分が（その1）に、本年3月23日付で提出した分が（その2）にそれぞれ相当するため、その続き番号としたものです。

甲35号証

標目 : 受動喫煙防止対策について（写し）

作成日 : 2010(平成22)年2月25日

作成者 : 厚生労働省 健康局長

立証趣旨 : 厚生労働省が「基発0701第1号」として発出した通知です。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000004k3v-img/2r98520000004k5d.pdf>

この文書では「別添」の部分のみページ下部にページ番号が打ってあるため、書証としてのページ番号をページの右上に追記しています。

2～3頁の「2 法第25条の規定の対象となる施設」の項目では「鉄軌道車両」（これには新幹線車両も当然含まれます）も受動喫煙防止対策の対象に含むものであること、また5頁の「（エビデンス（原告注：医学的証拠・根拠のこと）に基づく正しい情報の発信）」の（8）の項目では（当時はまだ研究が進んでいなかった）「残留たばこ成分」（＝三次喫煙）の問題についても今後は注意喚起が必要であることを周知しています。

国（厚生労働省）が、健康増進法の条文に「三次喫煙」の文言が出てこなくても、新幹線車両（列車）内においても三次喫煙の防止が必要である旨を認めていることの証拠として提出します。

なお「残留たばこ成分」という用語が「三次喫煙」と同じ意味で用いられていることについては、次項で説明する【甲36号証】の20頁に記載されているとおりです。

甲36号証

標目 : 受動喫煙防止対策の現状と課題 (写し)

作成日 : 2015(平成27)年1月7日

作成者 : 櫻田尚樹 (くぬぎた・なおき)

立証趣旨 : 厚生労働省主催の専門家検討会で使用されたプレゼンテーション資料です。
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11201000-Roudoukijunkyoku-Soumuka/0000070592.pdf>

6頁では人が喫煙ルームから退出する際に発生する気流の乱れに伴いタバコ煙の漏れが発生すること、また21~22頁では喫煙を終えたばかりの人の肺の中に残っているタバコ煙が喫煙終了後も十数分間にわたり呼吸に伴い吐き出され続けることが、それぞれ示されています。

(6頁と21頁の写真では、タバコ煙に緑色のレーザー光線を当てることで、タバコ煙を可視化しています)

これらのことから、

- ・新幹線列車内の喫煙ルームでもタバコ煙が人の出入りに合わせてデッキや客室へ漏れる現象を防げないこと
- ・喫煙ルームで喫煙を終えた人が自席へ戻ってから呼吸に合わせて吐き出し続けるタバコ煙によって周囲の人が受動喫煙を強要される現象(三次喫煙)を防ぐ術は無いこと
- ・国の研究機関の専門家が、これらの問題を科学的事実として認定していること

の証拠として提出します。

なお6頁目だけ光沢などの印刷品質が異なるのは、原告の自宅のプリンターでは写真のコントラストの表現に限界があるため、このページのみコンビニエンスストアのマルチコピー機のPDFプリント機能を利用して印刷したためです。

また22頁の5行目に

「実験1 : 喫煙前後の呼気中 **T O V C** 濃度」

と記載されているのは誤りで、正しくは

「実験1 : 喫煙前後の呼気中 **T V O C** 濃度」です。

甲37号証

標目 : 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン (写し)

作成日 : 2019(令和元)年7月1日

作成者 : 厚生労働省 労働基準局長

立証趣旨 : 厚生労働省が、健康増進法の一部を改正する法律(2018(平成30)年法律第78号)の公布に伴い「基発0701第1号」として発出した文書です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>

(別紙2)「技術的基準を満たすための効果的な手法等の例」のうち「1 喫煙専用室」の「(3) 喫煙専用室の使用法の周知」の「ウ」の項目(15頁)で「喫煙専用室からの入退出時はたばこの煙が漏れやすいため、可能な限りゆっくり入退出すること」を喫煙ルームの利用者に周知することが望ましい旨を明示しています。

甲36号証と同様、国が、人が喫煙ルームに出入りする際にはタバコ煙の漏れが発生する問題があることを認めていること、ひいては被告らが【乙2~4

号証】で示した無人状態で行った風速測定実験結果を根拠として喫煙ルームからのタバコ煙の漏れは発生しない旨を主張していることが科学的に誤りであることを示す証拠として提出します。

甲38号証

- 標目 : The Health Consequences of Involuntary Exposure to Tobacco Smoke
(受動喫煙に起因する健康影響に関する結論)(写し)
- 作成日 : 原書は2006(平成18)年
日本語訳追加版は2017(平成29)年
- 作成者 : 原書は Surgeon General (米国公衆衛生総監 = 日本の厚生労働大臣に相当)
日本語訳追加版は大和浩
- 立証趣旨 : 産業医科大学教授の大和浩教授(専門は健康開発科学)が大学の授業で使用するため、原書の要点に日本語訳を付けて編集・作成したプレゼンテーション資料です。
13~14頁の“Major Conclusions”の項目で、微量の受動喫煙曝露でも循環器系疾患のリスクが高まる例を引用した上で、
「受動喫煙に安全なレベル(閾値=いきち、限界値のこと)は存在しない」
「呼吸器系疾患(と循環器疾患)のメカニズムから『受動喫煙の曝露に安全閾は存在しない』と考えられる」
ことを報告しています。
これは「『この位までの微量の受動喫煙曝露なら安全である』という許容範囲は存在しない」、言い換えれば「ごく微量の受動喫煙曝露であっても危険である」という意味です。
「軽微な受動喫煙は受忍すべき」のような考え方は誤りであることの証拠として、念のため提出しておきます。

甲39号証

- 標目 : 座席配置・車内設備(N700系)(写し)
- 作成日 : 不明
- 作成者 : 東海旅客鉄道株式会社(JR東海)
- 立証趣旨 : 被告JR東海の公式ホームページに掲載されているN700系(16両編成)の車内設備の案内図です。
https://railway.jr-central.co.jp/train/shinkansen/detail_01_01/seat.html
喫煙ルームが設置されている場所が、3号車の博多寄り、7号車の東京寄り、10号車の東京寄り、15号車の博多寄りの計4ヶ所で、このうち10号車はグリーン車であることの証拠として提出します。

甲40号証

- 標目 : 指定席券売機で新幹線の喫煙ルーム付近席を購入する際の操作手順(写し)
- 作成日 : 2020(令和2)年7月3日
- 作成者 : 半澤一宣
- 立証趣旨 : 原告が、JR東日本の北千住駅に設置されている指定席券売機で、新幹線の「喫煙ルーム付近席」を購入する手順を実演しながら、タッチパネルの画面表示を撮影したものです。
ほかの利用者に迷惑がかからないよう、新幹線や在来線特急の指定券を購入

する人がほとんどいなくなる深夜に行いました。

16両編成の「のぞみ号」の場合、

- ・普通車の「喫煙ルーム付近席」は7号車の8～15番、14号車の16～20番、15号車の1～7番の3ヶ所だけであること
- ・10号車（グリーン車）の喫煙ルームを対象とした「喫煙ルーム付近席」は10号車の9～16番だけで、隣接する11号車（普通車）には「喫煙ルーム付近席」の設定が無いこと

の証拠として提出します。

なお、この書証に掲載した【写真11】で広島17:06発 東京21:03着の列車の号数が「のぞみ138号」ではなく「のぞみ118号」となっているのは、被告JR東海が本年3月14日のダイヤ改正で「のぞみ号」を大幅に増発した際、東海道～山陽新幹線の列車の号数を全面的に変更したためです。

以上